


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市いじめ防止対策推進条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例		
	部課機関	総務部職員課、子育て支援部青少年課		
1. 要 旨				
<p>(1) いじめ防止対策推進法に基づいた基本理念や体制等を定め、市立小・中学校におけるいじめの防止等の対策を一層推進するため、本条例を制定するものである。</p> <p>① 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の目的、基本理念、いじめの禁止 ・ 市、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者の責務 ・ 東大和市いじめ防止対策推進基本方針の策定 ・ 東大和市いじめ問題対策連絡協議会、教育委員会の附属機関、市長の附属機関の設置 <p>② 施行日 令和2年1月1日施行</p> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>① 当市におけるいじめの防止等の対策を一層推進することができる。</p> <p>② いじめ防止対策推進法第28条に規定する「重大事態」が発生した場合には、迅速かつ組織的に対応することができる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>令和元年7月30日 市議会全員協議会で条例の骨子を説明</p> <p>8月1日～9月2日 パブリックコメントの実施 (提出意見2件)</p> <p>10月25日 教育委員会定例会において議決済み</p> <p>※文書課において審査済み</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
<p>① 教育委員会の附属機関及び市長の附属機関の委員報酬を定めるため、本条例附則において「東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例」の一部を改正する。</p> <p>② 新規条例であるため、議案と同時に、関係規則を議案資料として提出する。</p> <p>「議案資料」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則 (案) ・ 東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会規則 (案) ・ 東大和市いじめ問題調査委員会規則 (案) 				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>令和元年第4回市議会定例会に議案を提出したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。